

平成 23 年 5 月 11 日

化学物質対策課

厚生労働省から発出した東日本大震災関連の石綿粉じん防止対策関連の通達

- 1 平成 23 年 3 月 18 日基安安発 0318 第 2 号、基安化発 0318 第 9 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」

(1) 内容

6 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における石綿等ばく露の防止  
防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

(2) 通知先

- ・ 建設業労働災害防止協会会長
- ・ 社団法人全国建設業協会会長
- ・ 社団法人日本建設業団体連合会会長
- ・ 都道府県労働局

- 2 平成 23 年 3 月 23 日基安労発 0323 第 2 号、基安化発 0323 第 1 号、環水大大発第 11 0323004 号「東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について（依頼）」

(1) 内容

呼吸用保護具の増産を要請するもの

(2) 通知先

- ・ (社) 日本保安用品協会会長

- 3 平成 23 年 3 月 28 日基安安発 0328 第 2 号、基安労発 0328 第 1 号、基安化発 0328 第 2 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 2）」

(1) 内容

1 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策について  
(2) 石綿等ばく露の防止対策について

連名通知の別添の記 6 について、建築物等の中には、建築時期によっては天井、壁、内装材、床材、耐火被覆材、屋根材等に石綿が使用されているものがあるため、地震による被害を受けた建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等の際に石綿粉じんが飛散する可能性がある。

このため、建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

(ア) 労働者が石綿粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具(防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具)を使用すること。

なお、防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

(別紙2参照)

(イ) 石綿粉じんを飛散させないために、作業を開始する前に予め建築物等に散水、薬液を使用することにより、湿潤な状態とすること。

(ウ) 関係者以外の者が石綿粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。

イ 建築物等の解体・改修等に当たっては、建築物等について、石綿の含有の有無を調査し、石綿の含有が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策をとること。

なお、石綿粉じんのばく露防止対策の徹底に当たって、参考に掲げた通知等を参考にされたい。

また、厚生労働省では、今後、被災地の都道府県労働局を通した関係者に対する防じんマスク等の提供及び解体等の現場における石綿粉じん濃度の測定の実施を検討中であること。

## (2) 通知先

- ・ 社団法人全国建設業協会会長
- ・ 社団法人日本建設業団体連合会会長
- ・ 社団法人日本土木工業協会会長
- ・ 社団法人建築業協会会長
- ・ 社団法人プレハブ建築協会会長
- ・ 社団法人建設産業専門団体連合会会長
- ・ 社団法人全国解体工事業団体連合会会長
- ・ 建設業労働災害防止協会会長
- ・ 都道府県労働局

## 3 平成23年4月11日基発0411第2号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」

### (1) 内容

国家検定の防じんマスクの払底に対応するため、震災地域における屋外でのがれき処理作業に限り、NIOSHの検定マスクであるN95等を石綿則44条の呼吸用保護具として一時的に認めるもの

### (2) 通知先

- ・ 中央労働災害防止協会会長
- ・ 建設業労働災害防止協会会長
- ・ 社団法人全国建設業協会会長
- ・ 社団法人日本建設業連合会会長
- ・ 社団法人建設産業専門団体連合会会長
- ・ 社団法人日本作業環境測定協会会長
- ・ 社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長

- ・ 社団法人日本保安用品協会会長
- ・ 一般社団法人全国清掃事業連合会会長
- ・ 日本環境保全協会会長
- ・ 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会会長
- ・ 全国環境整備事業協同組合連合会会長
- ・ 公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長
- ・ 日本廃棄物リサイクル事業協同組合会長
- ・ 都道府県労働局

4 平成 23 年 4 月 22 日 基安発 0422 第 1 号「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」

(1) 内容

がれき処理に関する Q and A を送付するもの

(2) 配布先

- ・ 都道府県労働局

5 平成 23 年 5 月 10 日 基安化発 0510 第 1 号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」

(1) 内容

船舶の解体に関する注意事項を示すもの

(2) 配布先

- ・ 財団法人日本船舶技術研究協会
- ・ 社団法人日本造船工業会
- ・ 社団法人日本中小型造船工業会
- ・ 社団法人日本造船協力事業者団体連合会
- ・ 社団法人日本舶用工業会
- ・ 社団法人日本舶用機関整備協会
- ・ 日本内航海運組合総連合会
- ・ 社団法人日本旅客船協会
- ・ 社団法人大日本水産会
- ・ 社団法人海洋水産システム協会
- ・ 社団法人日本建設業連合会
- ・ 社団法人全国建設業協会
- ・ 建設業労働災害防止協会
- ・ 他関係省庁
- ・ 都道府県労働局